

令和3年5月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年5月6日
武雄市農業委員会

令和3年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年5月6日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時15分

2. 場 所 武雄市役所4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更及び 農地法第5条の規定による許可申請	2件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)	
議案第6号	武雄市非農地証明願	3件
議案第7号	農地利用最適化推進委員(案)の決定について	
報告第1号	農地等形状変更届出	4件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間になりましたので、令和3年5月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員全員出席でありまして、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から議案第7号までの審議について、協議をお願いいたします。

議事録署名人に、2番 富永委員、16番 川内委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 4月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が、7件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明します。議案書の1ページをお開きください。

1番。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田4筆、面積合計で613.49㎡です申請事由は譲受人の経営規模の拡大のため、土地の価格は10a当たり〇〇円です。

続きまして2番。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆、386㎡。譲渡人は市外に居住しているため耕作・管理ができない、譲受人は自宅に近く、自作地と隣接しているため耕作しやすいとして申請されています。農地の価格は10a当たり〇〇円です。

番号3番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、2710㎡。申請事由は譲受人の経営規模拡大のため申請されております。農地の価格は10a当たり〇〇円です。

番号4番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、2981㎡。申請事由は、3番と同じく譲受人の経営規模拡大のため申請されております。農地の価格は10a当たり〇〇円です。

番号5番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田2筆と畑1筆の計3筆の面積合計833㎡です。生前贈与のために申請されておまして、農地の価格は発生しておりません。

6番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田2筆、合計面積429㎡です。譲受人の自宅近くで管理しやすいため、農地の価格は2筆で〇〇円です。

7番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、面積3479㎡です。譲受人が現在も耕作されているためとして申請をされております。農地は無償となっております。

以上7件、いずれも3つの判断基準を満たしていると判断しています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 はい。7番の案件についてご説明します。譲渡人と譲受人は義理の兄弟でございます。〇〇さんの奥さんが、〇〇さんと兄妹です。奥さんは一昨年くらいに亡くなられて、お父さんは早くなくなっていらっしゃったんですけど、去年お母さんも亡くなられて、兄妹で遺産相続の話し合いをされて、〇〇さんには相続の権利はないのですが、お父さんがご健在の時に「お前に農地をやる」という話をされていたみたいで、兄妹さんたちも義兄さん取ってくれということで、円満解決とのことですので、何も問題はないと思いますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

会 長 ほかにないですか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による7件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による7件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明します。議案書4ページからになります
1番。土地は〇〇町の田3筆畑1筆、合計4筆、面積合計288㎡です。30年以上前からすでに宅地として利用されており、始末書が添付されております。農地区分、許可基準の該当事項は記載のとおりです。

2番。土地は〇〇町の畑5筆、面積合計2741㎡です。みかんの価格の下落により、耕作することをやめ荒廃している。今後も管理が難しいため、植林をしたいと申請されております。農振除外の手続きは完了しています。一部植林済みの箇所があるため、始末書が添付をされております。工事完了時期は令和3年5月末となっています。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

3番。土地は〇〇町の畑1筆、375㎡。猪被害により作物の栽培が困難であったため植林したとのことで、始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

4番。土地は〇〇町の畑1筆、250㎡です。昨年、農地法第5条の規定による許可申請が出されて、12月の総会に議案として提出されおりましたが、その後譲渡人が亡くなられ、いったん取り下げられておりました。改めて4条で許可申請による提出となっております。申請事由は、自宅前敷地が狭く駐車場として整備した。また、自宅の建て替えに伴い、荷物を保管する倉庫を建築しており、引き続き利用したいとのことです。農振除外の手続きは済んでおります。始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 はい。4番の案件について補足説明します。この〇〇さんという方は、1月に議案が出ておりました、農道と家の前の畑を宅地にするという案件でし

たが、農道の方は分筆はされてて登記をされてなかったもので、県の方にもう許可はおいてますということでしたので、それは登記をするようにご指導されていると思います。いま現在、埋められて小屋を建てられたりしてたんですが、家の前ですので問題はないと思いますが、〇〇さんは前の所有者の〇〇さんのお孫さんになります。よろしくをお願いします。

会 長 他にありませんか。

(なし)

会 長 他に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されております。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明します。議案書は6ページからです。
番号1番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の畑3筆、面積合計1198㎡です。譲渡人から住宅用地としての売却を検討したいとの相談があり、事業の可能性について検討した結果、建売分譲住宅用地として適地と判断したため分譲宅地として適地と判断したため申請されております。用途は建売分譲住宅5区画のほか位置指定道路を設けられる計画です。農振除外済、工事完了時期は許可後3年以内と予定されています。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

2番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、373㎡です。現在、市営住宅住まいであるが手狭となり、新たに住宅を建築したいとのことで申請されおります。工事完了時期は令和3年12月31日です。申請地について、一部隣接宅地の駐車場として利用されておりましたので、始末書が添付されています。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

3番。権利の内容は使用貸借権設定の一時転用です。土地は〇〇町の畑1筆、287㎡のうち6㎡で、先ほどの2番の隣接地で、一般住宅への上水道引込管敷設のため申請されております。工事完了時期は令和3年12月末、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

4番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆と418㎡です。現在、佐賀市に賃貸住まいしているが、本籍地に隣接の申請地を譲り受け、一般住宅を建設したいとのことで申請されております。工事完了時期は令和4年5月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

5番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、352㎡です。現在賃貸アパートに家族3人暮らしているが、今後子供の成長や家族が増えることを考えると、現在のアパートでは手狭となるため、実家付近に住宅を建築したいとのことで申請されています。工事完了時期は令和4年3月30日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

6番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、288㎡。塗装業を営んでいるが、事業用の物置を所有していないため、資材倉庫を建築したいということで申請されております。申請地につきましては、以前溜池工事が行われた際、残土を入れてしまっていたため始末書が添付されております。工事完了時期は令和3年8月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

7番。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田2筆、面積合計218㎡。昭和59年7月に隣接地に住宅を建築し、駐車場や物置スペースが不足しているため、引き続き利用したいとのことで、始末書を添付のうえ申請されております。既に設置されておりますので工事完了時期はございません。工事完了時期は令和3年8月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

8番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、567㎡です。事業用太陽光発電設備1基建設のため申請されております。同時利用地として山林687㎡を含む1254㎡に、太陽光発電用パネル168枚と通路等を設けられる計画となっております。工事完了時期は令和3年7月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上、8件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件については4月26日に調査委員会を行っております。座長の田代委員さんから調査結果の報告をお願いいたします。田代委員どうぞ。

調査委員会座長（8番委員）

報告いたします。令和3年4月26日、午後1時30分から、調査委員をC班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号、農地法第5条の規定による申請1件について、審議しました。議案第3号申請番号1番の建売分譲住宅について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑要望は、隣接農地5203の内、進入路の確保はどう考えているかという質疑があり、代理人から明確な回答が得られなかったため、26日の調査委員会当日の調査委員としての見解は、承諾書に隣接同意の押印はあるが、進入路についてははっきりするまで保留として取り扱うこととし、今後については、会長、地元委員及び事務局へ追認することに決しました。そして、28日に隣接農地所有者と地元委員である私と事務局とで話し合いを行ったところ、5203の7の農地所有者と話をしており、通行することを承諾してもらったので、隣接農地所有者として同意をしたという経緯が確認できました。そのため、再度、会長、及び私と事務局で協議を行い、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告します。

会 長 私からですが、6番と7番については親子、6番が子どもで、7番が親ということで親子関係でございまして、子どもさんが操業されておりますが、そこに駐車場とスペースをお父さんのほうで使われていたということでございます。

他にございませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農用転用許可後の事業計画変更承認申請及び
農地法第5条の規定による許可申請について》 —————

会 長 次、議案第4号を議題といたします。
議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について、2件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号について説明します。9ページをお開きください。
番号1番。農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請で、権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆、262㎡です。当初は塾用地として計画されていましたが、塾を駅前に開校することになり、当該地を利用する計画がなくなったため、譲受人が分譲地として適地と判断し、申請されております。建売分譲住宅に計画変更です。工事完了時期は令和3年9月19日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

2番。内容は農地転用許可後の事業計画変更承認申請です。土地は〇〇町の田3筆、面積合計948.36㎡です。当初は2区画の予定でしたが、買主より1区画の面積が広すぎるので狭く調整してほしいとの要望があり、全体を調整し、2区画から3区画に計画変更したいとのことで申請されました。工事完了時期は令和3年6月末の予定です。

以上2件、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けたいと思いますが、なにかございませんか

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次は、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。別冊です。

事務局 失礼します。1ページをご覧ください。こちらに令和3年度第2号利用権設定計画案を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、16件、20筆、20349㎡。

橘町、田、新規、5件、13筆、27723.09㎡。再設定、29件、42筆、73893㎡。

朝日町、田、再設定、7件、10筆、20195㎡。

若木町、田、新規、2件、2筆、2495㎡。再設定、6件、7筆、7116㎡。

武内町、田、新規2件、2筆、1733㎡。再設定18件、49筆、54778㎡。

東川登、田、新規7件、12筆、7779㎡。再設定11件、36筆、29788㎡。

西川登町、田、再設定、2件、2筆、3700㎡。

山内町、田、新規2件、4筆、3397㎡。再設定27件、59筆、94793㎡。

北方町、田、新規1件、3筆、6932㎡。再設定15件、32筆、67505㎡となっています。4ページ以降に各町の詳細を記載しています。

次に、3ページをご覧ください。所有権移転計画案を記載しております。

武内町、田、3筆、4659㎡です。59ページに詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、60ページ、61ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

————— 《議案第6号 武雄市非農地証明願申請について》 —————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明願申請について、3件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。議案書の10ページをお開きください。
番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、43㎡です。平成2年ごろから耕作不能となっており、非農地証明事務処理要領の該当事項は4号、自然的荒廃地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地と判断しております。

2番。土地は〇〇町の畑1筆、12㎡です。亡父が昭和60年に居宅、物置の増築を行ったときに、東側の畑を一部切り崩して宅地と一体利用してしまっていたということで、事務処理要領の該当事項は5号、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、法励行上、証明書の交付を行うこともやむを得ないと判断しております。

3番。土地は〇〇町の畑1筆の240㎡。周囲も荒廃し、進入路もなく、45年程前から荒廃して、耕作不能であり、事務処理要領の該当事項は4号。自然的荒廃地であって、かつ耕作出来なくなってから10年以上経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地と判断しております。

以上、3件です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、3件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号 武雄市非農地証明 3 件については原案どおり証明することに決しました。

《議案第 7 号 武雄市農地利用最適化推進委員の決定》

会 長 次に議案第 7 号を議題といたします。「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 すいません。第 7 号議案は別紙です。A 4 の 1 枚紙になります。これでご説明をさせていただきます。別紙の方をご覧ください。

現在の農地利用最適化推進委員さんの任期は、農業委員さんと同じで今年 7 月 19 日までということになっております。農業委員会事務局では、各町の区長会をとおして、営農組合や生産組合のご協力も得ながら、3 月に候補者の募集を行っております。この議案第 7 号は、農地利用最適化推進委員の候補者については、令和 3 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで 1 か月間、推薦書と応募書の受付を行った結果、各担当区域において、定数と同数の候補者が推薦をされているところでございます。つきましては、推薦された候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱するために必要ですので、裏面になりますけれども、武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員（案）について承認をお願いいたします。

案には、条例で定めた担当区域、その内訳として、区域名、範囲、定数に推進委員の氏名と、参考として推薦者を記載しています。今回の提案については、条例どおりということになっております。なお、参考といたしまして、議案の関係法令は、表面の下の方に記載していますので、説明については省略させていただきます。

また、農業委員につきましては、推進委員と同時期に募集をしております。先月、農業委員候補者選考委員会を開催しまして、定数の 19 名が農業委員として内定されているところです。農業委員は 6 月の市議会の同意を得た後に、7 月 20 日に開催予定の臨時総会で、市長から任命を受けるという予定になっております。

以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 7 号について、意見、質疑があれば出していただきたいと思っております。何かございませんか。

事務局 補足ですが、細かい区域割につきましては、3 年前、前回と同様に農業委員と推進委員、両委員さんを含めたところで担当区域について、事務局で検討して、7 月 20 日の臨時総会には新体制がスムーズにいくようにしたいと考えております。区域割につきましては、農業委員さんにご相談をすることもあろうかと思っておりますが、その際は、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第7号について、ご意見等あればお願いいたします。

(意見等なし)

会 長 意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号、武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号、武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、原案どおり決定することに決しました。事務局から通知を出していただきたいと思います。

《報告第1号 農地等形状変更届出》

会 長 以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。報告第1号農地等形状変更届出について、4件の届出が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書11ページになります。

番号1番。土地は〇〇町の田3筆、391㎡です。野菜栽培に利用したいとのことで、田を畑に転換されます。盛土等はございません。

2番。土地は〇〇町の田1筆、247㎡です。変更理由は、現在、農作物を作付けしているが、南側の山林が繁り、日照時間が少なくなったため、畑にしたいとのことで、田を畑に転換されます。変更時期は令和3年5月から令和4年4月で、嵩上げの高さ2.05m、土量は540㎡。転換後は、たまねぎ等の野菜を栽培されるとのことです。

番号3番。土地は〇〇町の田1筆、109㎡です。畑として利用したいとのことで、田を畑に転換されます。

番号4番。土地は〇〇町の田1筆、1319㎡です。変更理由は、水はけが悪いので、嵩上げをして水はけを良くしたいということで、田を畑に転換されます。変更時期は令和3年4月から9月で、嵩上げの高さ1m、土量は1300㎡。転換後は高菜等野菜栽培の予定です。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(なし)

会 長 ないようですので、報告第1号農地等形状変更届出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(なし)

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、令和3年5月の農業委員会総会を終わります。